

第5章

景観まちづくりの推進

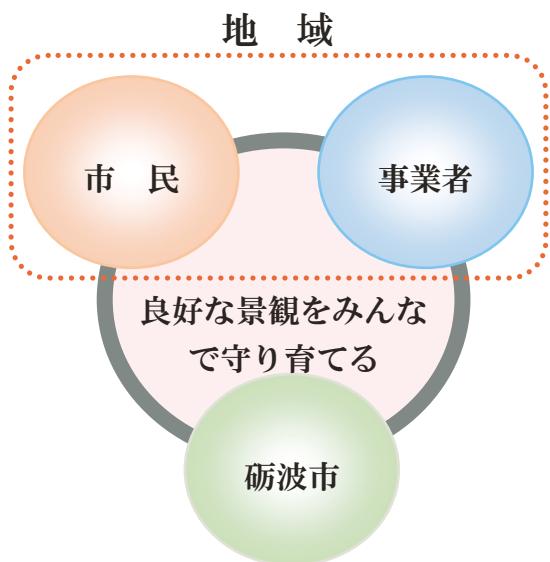
砺波市景観まちづくり計画



散居村を照らす閃光（第12回となみ野散居村フォトコンテスト）

①景観まちづくり推進のための役割

長い年月をかけて育まれてきた散居景観をはじめとする良好な景観を、次の世代に引き継ぐためには、市民、事業者、砺波市が本計画を理解し、それぞれの役割を担いながら、協働で取り組む必要があります。



(1) 地域の役割

景観の保全と創出は、所有者や管理者などの個人に委ねられますが、個々の力には限りがあります。地域は、自治会や集落など、そこに住む市民と事業者であり、より大きな力を発揮することができます。地域のつながりを更に強いものとして、「みんなで守り育てる」仕組みづくりが大切です。

- 地域の自然、歴史、文化などを学ぶ機会を設ける
- 地域の美化活動や江ざらいなど、地域ぐるみの活動に取り組む
- 祭礼や獅子舞などの伝統行事の継承、地域行事等の開催を通して、地域コミュニティを深める など



増山城戦国まつり



庄川観光祭

①市民の役割

景観を構成する要素のほとんどが個人のものであることから、市民一人一人が景観まちづくりの主体であることを認識し、自らの所有地の清掃や地域の美化活動など身近な景観まちづくりからはじめ、建築物や屋敷林など景観への配慮が求められています。また、積極的に郷土の歴史や景観に関心を持ち、学ぶことによって自らが住んでいる地域の特徴を理解することが大切です。

- 郷土の歴史や景観に関心を持つ
- 景観まちづくりの主体としての認識を持ち、清掃や美化活動、緑化など身近なことからの景観づくりに取り組む
- 地域や各種団体、行政などの景観まちづくりの活動に参画し、協働による取組を推進する など

②事業者の役割

事業者は、まちのにぎわいの創出や市民の労働の場として関わるだけでなく、大規模な建築物、屋外広告物など、周辺の景観にも大きな影響を与えています。これらを認識したうえで、良好な景観の形成に努めるとともに、地域活動や景観まちづくりに積極的に関わっていくことが大切です。

- 周辺の景観に影響を与えていていることを認識し、事業活動においては、周辺との調和に配慮した景観の形成に努めるとともに、清掃や美化活動、緑化など身近なところからの景観づくりに取り組む
- 建築物等の設計・施工事業者は、その事業活動が景観に直接影響を与えることから、市民や関係者と共に良好な景観の形成を進める
- 地域や各種団体、行政などの景観まちづくりの活動に参画し、協働による取組を推進する など

(2)砺波市の役割

景観まちづくりの活動の連携や調整を行う立場として、市民や事業者の意見を聞きながら、良好な景観の形成に向けての施策を展開するだけでなく、公共施設などの景観づくりについて先導的な取組を実施します。また、これらの取組が市民や事業者に理解されるよう積極的な情報の発信とともに、自治会や集落等の地域ぐるみの活動に対する支援などに努めます。

- 本計画に関連する施策や事業を総合的に活用し、景観まちづくりを推進する
- 景観まちづくりに対する市民、事業者の意識高揚を図るとともに、地域や各種団体などの活動を支援する
- 良好な景観の形成に向けた先導的な取組を推進する
- 景観に関する総合窓口の充実や市役所内の連携体制の強化を図る など

②景観まちづくりの推進施策

景観まちづくりの推進に向けて、次のような施策の取組を進めます。

【基本方針】

魅力ある散居景観を次の世代へ引き継ぎます

にぎわいや活力を創出し、散居の緑と調和した景観をつくります

豊かな水や緑が織り成す自然景観や眺望景観を守ります

良好な景観をみんなで守り育てます

【推進施策】

(1) 地域を中心とした取組の推進

(2) 啓発活動の推進

(3) 景観保全に向けた施策の拡充

(4) 景観まちづくり推進体制の整備

【主な取組】

- ①地域ぐるみの活動に対する支援
- ②景観まちづくりに関する認定制度の創設
- ③地域リーダー育成などの景観まちづくり体制の構築

- ①調査研究や啓発活動の推進
- ②郷土学習や景観まちづくり学習などの充実
- ③市民や観光客等に対する情報の発信

- ①緑化の推進（屋敷林の保全）
- ②伝統的家屋の保全
- ③空き家の有効活用
- ④農業施策の推進

- ①砺波市景観まちづくり条例や砺波市景観まちづくり計画の適切な運用
- ②国や県、近隣市などの関係団体との調整や協力体制の構築
- ③景観まちづくり推進のための仕組みづくり
- ④景観に配慮した公共施設の整備
- ⑤計画的な景観まちづくりの推進

(1) 地域を中心とした取組の推進

① 地域ぐるみの活動に対する支援

景観まちづくりは、地域が主体的に活動し、景観はみんなのものであり、みんなで守り育てるものと認識して進めていく必要があります。祭礼などの地域で継承されている活動を振興するほか、農地・水保全管理支払交付金事業や富山県景観づくり住民協定事業などを活用し、地域が主体となった活動を支援します。



地域ぐるみの清掃活動



地域の獅子舞

② 景観まちづくりに関する認定制度の支援

散居景観をはじめとする本市の良好な景観の保全や創出に向けては、地域住民の理解と協力が大切です。

このため、地域の実状に応じた自主的な運営により、景観まちづくりを推進する組織（景観まちづくり組織）のほか、本計画の景観まちづくりの基準に加え、自主的な景観形成の基準や目標を地域住民の同意のもとに締結する協定（景観まちづくりに関する協定）の認定制度を創設し、その活動を支援します。

③ 地域リーダー育成などの景観まちづくり体制の構築

地域が主体となって景観まちづくりを推進するため、各地域の活動の中心となる人材の育成や景観まちづくりに関する情報の共有が大切です。地域間相互や地域と行政との連携を図りながら、地域リーダーの育成や組織づくりを行うなど、積極的な住民参加の体制を構築します。



景観まちづくり研究会の活動風景



散居村の保全と活用シンポジウム実行委員会からの提言

(2) 啓発活動の推進

① 調査研究や啓発活動の推進

砺波郷土資料館、砺波散村地域研究所、となみ散居村ミュージアムなどを通して様々な研究や啓発活動が行われています。これらの関係機関と連携を図りながら、調査研究や啓発活動を広く推進します。



企画展示などの開催



学生を対象とした学習講座



庄川流域見学会の様子

② 郷土学習や景観まちづくり学習などの充実

景観まちづくりを推進するためには、地域の自然、歴史、伝統、文化などを再認識し、価値や魅力を再発見しながら、そこに住む私たちが地域に愛着を持つことが大切です。このため、小・中学生向けの副読本の活用を更に高めるほか、若い世代からの郷土学習や出前講座などにより、様々な世代に対する景観まちづくり学習の充実を図ります。



郷土砺波 (副読本)

③ 市民や観光客等に対する情報の発信

今ある良好な景観を保全するためには、市内外に対して広く情報発信を行い、本計画の理解と協力に努める必要があります。また、砺波市景観形成ガイドラインの作成や砺波市景観百選の活用など、景観まちづくりに関する情報の提供を行うとともに、本市が誇る歴史的・文化的資産である散居景観を全国に向けて積極的にPRし、観光資源としての活用を図ります。

(3) 景観保全に向けた施策の拡充

① 緑化の推進（屋敷林の保全）

砺波市花と緑のまちづくり条例に基づき、市民、事業者等の地域が中心となって、様々な花と緑の推進活動が行われています。これらの活動を更に推進するとともに、散居景観の要素でもある屋敷林を保全するため、その維持管理や利活用に対する支援などに努めます。



花と緑のまちづくり活動の成果



小学校のチューリップ植込体験



チューリップ植込ボランティアの様子

②伝統的家屋の保全

建築物の中でも、アズマダチやマエナガレなどの伝統的家屋を積極的に保全するため、景観重要建造物の指定や景観まちづくり協定により、住宅等の外観の修理や改修に関する支援を検討します。



景観に配慮した伝統的家屋外観のリフォーム事例

③空き家の有効活用

地区自治振興会や市民団体が中心となって空き家の実態調査を行い、市内全域の現状把握が行われていますが、今後も空き家の増加が懸念されます。引き続き、市内全域の空き家の実態把握に努めるとともに、空き家情報の提供や新たな利活用などについて、地域や民間事業者等との連携を図りながら空き家の有効活用を推進します。

④農業施策の推進

散居景観の構成要素でもある農地を保全するためには、永続的な営農環境を維持する必要があります。中でも、チューリップ球根などの特産振興作物の奨励、担い手や集落営農組織の育成などによって農業経営の安定化を図るとともに、休耕田や耕作放棄地の解消を行うなど、農地の保全に努めます。



チューリップの摘花作業

(4)景観まちづくり推進体制の整備

①砺波市景観まちづくり条例や砺波市景観まちづくり計画の適切な運用

景観まちづくりを推進するためには、条例や本計画、関連する法令等を理解し、市民、事業者、砺波市の全てがこれらを守ることが大切です。このため、出前講座や説明会の開催、景観まちづくりの基準等を具体的に解説する景観形成ガイドラインなどを作成し、本計画の周知に努めるとともに、これらの法令等を適切に運用するため、市役所内に景観行政に関する窓口を設置します。

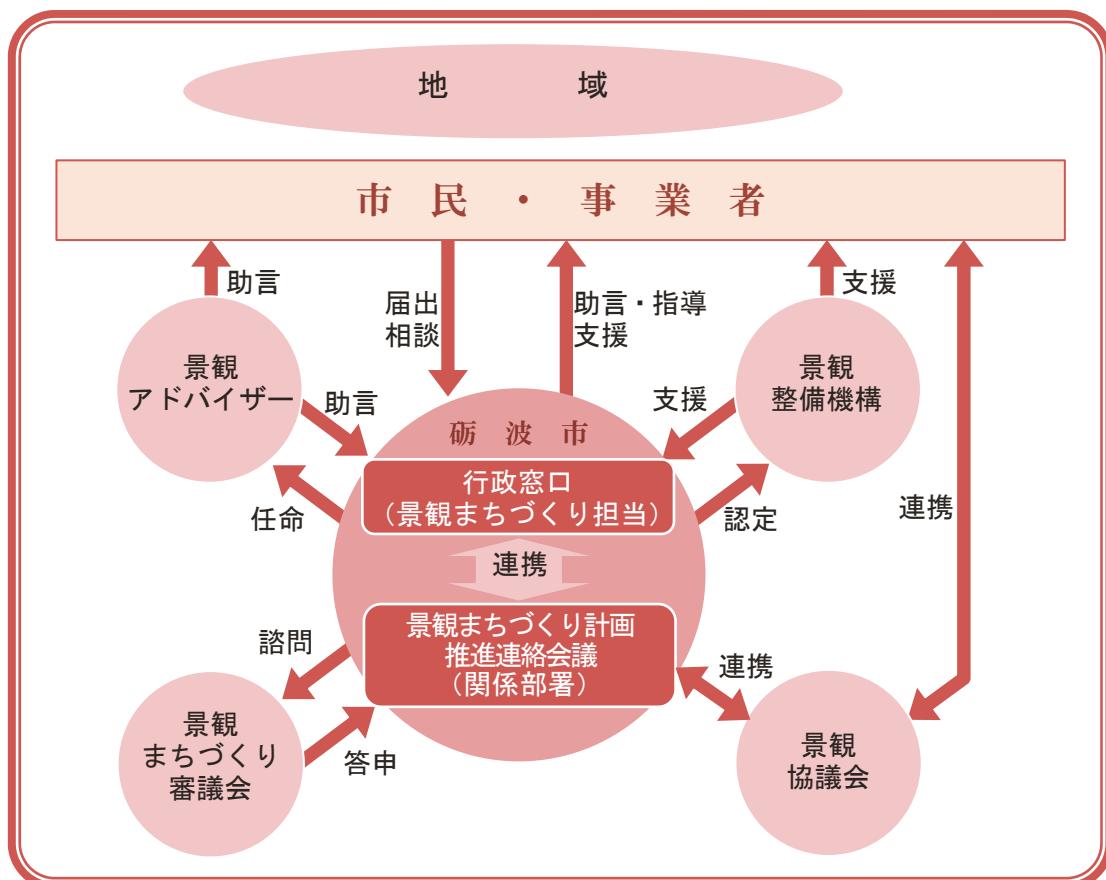
②国や県、近隣市などの関係団体との調整や協力体制の構築

散居景観は、本市以外の近隣市など、砺波平野全域に広がっています。また、景観を構成する要素は、公共の建築物のほか、河川や道路、水路などがあり、その管理が国や県、土地改良区など多岐にわたることから、これらの管理者や近隣市等との連携が必要です。このため、これら関係団体との調整、協力体制づくりを行います。

③景観まちづくり推進のための仕組みづくり

本市の良好な景観の形成を推進するためには、市民や事業者、各種団体、各種施設の所有者や管理者など、様々な関係者の協力や連携が不可欠となります。本計画の実効性を高めるため、市民、事業者、砺波市がそれぞれの役割を認識し合い、協働による総合的な推進体制の構築を目指します。

【推進体制のイメージ図】



○景観まちづくり審議会

本計画の見直しや届出に関する重要な事項、継続的な運用に向けた事項などを調査及び審査する第三者機関として、学識経験者や市民の代表者等で構成する景観まちづくり審議会を設置します。

～景観まちづくり審議会の主な役割～

- 本計画の見直しに関すること
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関すること
- 景観まちづくりに関する協定の認定等に関すること
- 景観まちづくりに貢献したものの表彰に関すること
- 景観上、影響を及ぼすおそれのある計画への助言や、景観法に基づく勧告等に関すること
- 景観施策全体の重要な事項に関すること

○景観まちづくり計画推進連絡会議

景観まちづくりは、都市計画の施策や農業の振興以外にも、環境保全や生涯学習など、市民生活の全般にわたる取組が必要です。また、本計画を効果的に推進するためには、市役所内の様々な分野の総合的かつ一体的な取組や計画の推進状況に対するフォローアップ体制が必要となることから、関係する各部署で組織する景観計画推進連絡会議を設置し、諸案件の連絡調整や情報交換を行い、景観まちづくりを推進します。

○景観アドバイザー

良好な景観の形成や景観まちづくりの活動などに取り組んでいる市民等への活動支援として、専門的技術や知識を有した専門家による景観アドバイザー制度の導入を検討します。

～景観アドバイザーの主な役割～

- 地域の景観に関する学習会や地域の協定締結に向けた助言
- 建築物又は工作物の新築や増改築、開発行為を行う際の景観デザインに関する相談 など

○景観整備機構

管理協定に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の維持管理、良好な景観の形成に関する支援事業、農地の保全と管理など、景観まちづくりに関わる特定非営利活動法人などを景観整備機構として指定し、市民、事業者、砺波市の相互協力による景観まちづくりの推進を目指します。

○景観協議会

良好な景観の形成にあたっては、散居景観や芹谷野段丘、庄川など、広域的な広がりを有していることから、国や県、近隣市など多くの公共施設管理者等との連携が必要となります。また、市民参画による景観まちづくりを推進するためには、地域間の連携や情報の共有なども必要です。これらの関係者が集まる総合的な推進体制を構築するため、関係機関等との連絡調整や協議を目的とした景観協議会の設置を検討します。

④景観に配慮した公共施設の整備

公共の建築物や道路、水路、公園等の施設は、地域の景観を形成する役割を有していることから、積極的に景観に配慮するとともに、管理者などにも要請していきます。また、整備にあたっては、富山県公共事業の景観づくり指針解説書等を活用しながら、良好な景観の形成に資する施設の整備に努めます。



周辺の景観に配慮した緑化

⑤計画的な景観まちづくりの推進

本計画は、現在の景観要素や土地利用状況を踏まえています。しかし、良好な景観は長い年月をかけて育まれることから、今後の土地利用状況や社会情勢の変化、市民意識の動向などに合わせて、本計画のほか支援施策の見直しや充実を図ります。

